

条例案素案に対する関係団体・機関からの意見及び対応案（案）

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-------|---------|--|--|
| 1 | 条例の題名 | 津市 | <p>現在「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例」（仮称）が素案となっていますが、「差別のない」を加えることに、若干の疑義があります。</p> <p>人権課題は、「貧困問題」や「医療機関でのインフォームド・コンセント」など、必ずしも差別する側と差別された側があるような課題だけでは無いことは承知されていることと思います。</p> <p>そうした中で、この「差別のない」の文言を追加することで人権を尊重することが、狭義的なものや限定的な行為などに捉えかねないことを懸念するところです。</p> | <p>「差別のない人権が尊重される三重をつくる条例」というのはあくまで仮称であり、条例の題名については、いただいた御意見も踏まえて、今後、特別委員会として改めて検討いたします。</p> |
| 2 | 前文 | 三重弁護士会 | <p>第5段落において、差別の問題を行為者の問題に狭小化するのではなく、社会構造の問題であることが指摘されている点については、高く評価できると考えます。</p> | <p>前文の内容について評価いただき、ありがとうございます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-------|---------|--|--|
| 3 | 第1 目的 | 伊賀市 | 3行目 「事項を定める事等」の等は何を想定しているのかを明らかにして欲しい。 | <p>「その施策の基本となる事項を定めること等」の「等」は、三重県人権施策審議会の設置を想定したものでしたが、既存の県条例を精査した結果、条例で規定する施策に関する審議会の設置も「施策の基本となる事項」に含めていると解される例が多数存在することから、この「等」は削ることとします。</p> <p>一方、「第1 目的」において、「基本理念を定める」ということについて触れていなかったため、「人権尊重に関し、」の次に「基本理念を定め、及び」を加えることとします。</p> |
| 4 | 第2 定義 | 伊賀市 | 「被差別部落の出身であること」とあるが、部落差別はする側によって差別される側の範囲にゆらぎがあることが部落差別の特徴であることから、「被差別部落の出身であること等」としてはどうか。 | <p>御指摘のとおり、部落差別に関しては、「被差別部落の出身であること」だけでなく、「被差別部落に在住していること」や「祖先が被差別部落の出身であったこと」なども差別の理由となり得ると認識していますが、条文上例示として端的に表現することが困難なため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」などを参考に「被差別部落の出身であること」のみを条文上「人種等の属性」の例示として明記しています。</p> <p>ただし、「人種等の属性」の定義は「(……) 被差別部落の出身であること<u>その他の属性</u>」であり、当然、出身以外の被差別部落に関する属性も含まれますので、その点を逐条解説に記載することとします。</p> |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-----------------------------|---------|---|---|
| 5 | 第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為の禁止） | 三重弁護士会 | 不当な差別その他の人権侵害行為等の禁止を明確に規定しており、高く評価できると考えます。 | 「第4 基本理念（不当な差別その他の人権侵害行為の禁止）」の内容について評価いただき、ありがとうございます。 |
| 6 | 第5 県の責務 | 三重弁護士会 | 第3項について、より実効性を持たせるべく、「知事は、公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及び取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。」等、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合の利用基準に関する規定を設けるべきであると考えます。 | 公の施設の利用制限に関する規定を設けることについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、公の施設の利用制限には慎重であるべきであり、事前に利用制限の基準を設定することには課題が多いということを踏まえつつ、県が人権侵害行為に加担するような事態が生じないように、県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止について県の責務として努力義務を設けるという結論に達したものです。 |
| 7 | 第8 特定電気通信役務提供者の責務 | 伊賀市 | インターネット掲示板やSNS、動画共有サイトなどにおける差別事象について、特にSNSや動画共有サイトは削除要請しても削除されない事例が多いため、事業者の責務を明らかにし、削除に結び付けられるようにして欲しい。 | インターネット上で人権侵害行為が行われている場合に、プロバイダによる削除等の措置が促進されるよう、「第8 特定電気通信役務提供者の責務」を規定することとしています。 なお、条例の効力の属地主義の考え方により、県において事業活動を行っているプロバイダのみが対象となります。 |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-----------|---------|---|---|
| 8 | 第 12 相談体制 | 三重弁護士会 | 理念のみにとどまらず、具体的な解決方法として相談体制及び助言、説示及びあっせんの申立ての体制を設けている点については、高く評価できると考えます。 | 「3 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」の内容について評価いただき、ありがとうございます。 |
| 9 | 第 12 相談体制 | 鈴鹿市 | ② (1) 市町、関係機関等と連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。 とあるが、「調査」の範囲が不明確。また、調査権そのものがあるのか？ | 相談対応における「調査」には、事実関係を明らかにするための様々な取組が想定され、相談者に対する事実経過に関する聴取り、相手方への聴取り、差別落書き等についての現地確認、インターネット上での差別書込みの確認などが含まれると考えられます。ただし、相手方への聴取りは、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られるような場合であることが必要であると考えられます。 相談対応における「調査」は、相談における必要な対応の一環として、任意の取組として行われるものです。なお、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（以下「紛争解決体制」といいます。）における「調査」は、条例上の根拠（第 14②）に基づき、相手方その他の関係人に協力義務を課した上で行われます。 |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|------------------|---------|---|---|
| 10 | 第14 助言、説示及びありません | 鈴鹿市 | <p>② 知事は、第13①の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）、相手方その他の関係人は、<u>正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</u>とあり、これについては【趣旨等】の欄において、「事実関係の基礎調査を行うことができるようにする。」とあるが、この「基礎調査」の範囲も不明確。また、「正当な理由」の定義は何か？</p> | <p>紛争解決体制における「調査」は、助言、説示又はあっせんを行うに当たって必要となる差別事案に係る事実関係の情報について、相手方その他の関係人の協力を得て、明らかにするための取組です。</p> <p>「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、職務上の守秘義務に当たる場合、調査に協力することが困難な健康上の理由がある場合など、客観的に見て調査に協力することが困難な合理的な理由がある場合です。</p> <p>例えば、医師、弁護士等が職務上の知り得た事実について調査協力を拒否する場合、関係人が疾病に罹患しており調査に協力することが困難と認められる場合などが考えられます。</p> <p>なお、本規定は、あくまで訓示的に関係人に対して調査への協力義務を課すものであり、正当な理由があると認められないのに調査に協力しない場合であっても、罰則等の制裁措置があるわけではないので、実際問題として、そのような状況となった場合の対応としては、条例に基づく義務違反である旨を伝えることにとどまると考えられます。</p> |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|----------------------------|---------|--|--|
| 11 | 第15 勧告 | 三重弁護士会 | 悪質な事案に対する勧告に実効性を持たせるべく、川崎市の条例のように、「知事は、第15条の勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。」等の命令に関する規定を設け、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、命令を受けた者の氏名、住所等も含めた公表の規定を設けることについても検討すべきであると考えます。 | 命令や氏名等の公表などの規制的措置を規定することについては、これまでに委員間討議を重ねた結果、今回の条例では対話を重視して不当な差別等の解消を図ることとしていることや、公権力の行使には慎重であるべきであるといったことを踏まえ、行政指導としての助言、説示及びあっせん並びに勧告の仕組みを設けるとともに、関係人の秘密を除く公表について定めるという結論に達したものです。 |
| 12 | 第17 助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表 | 伊賀市 | 申立人、相手方その他関係者の秘密について、複数の個人情報や関係情報を複合的に結びつけることで個人情報が明らかになる事が多いため、公表については相当な注意が必要になると想定されます。また、公表することによって、副次的にアウトティングに結びつかないように、厳重な取り扱いが求められると思います。 | 御指摘を踏まえ、逐条解説において、公表に当たっては、関係情報を結び付けることなどにより、申立人、相手方その他の関係人の個人情報の露見や属性の暴露につながらないように、公表内容を慎重に検討することが必要である旨を記載することとします。 |
| 13 | 第18 三重県差別解消調整委員会 | 三重弁護士会 | 調整委員会の委員については、弁護士が適任であると考えますので、弁護士が選任されることを要望します。 | 御指摘を踏まえ、逐条解説において、委員として弁護士を任命することが想定される旨を記載することとします。 |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-----------------------|--------------|---|---|
| 14 | 第 19 人権教育及び人権啓発 | 三重県人権教育研究協議会 | 「学校教育等」に含まれるのかもしれませんが、「就学前」「保育」について、「人権保育」の観点での記述が必要ではないか。 | 御指摘を踏まえ、逐条解説において、「学校教育等」には、幼稚園や保育所での就学前教育も含まれる旨を記載することとします。 |
| 15 | 第 20 人権侵害行為による被害に係る支援 | 三重県人権教育研究協議会 | ●支援→救済 具体的な内容を記述してほしい。 | 御指摘を踏まえ、第 20 の見出しを「人権侵害行為による被害の救済」に改めることとします。 支援の具体的な内容は、人権侵害行為の被害の態様により様々であると考えられるため、条文上ではいずれの人権侵害行為による被害にも該当すると考えられる「情報の提供」のみを例示しています。なお、逐条解説において、「必要な支援」には、被害の態様に応じて、関係機関につなぐことや福祉サービスの提供、安全の確保などが含まれ得る」旨を記載することとしています。 |
| 16 | 第 20 人権侵害行為による被害に係る支援 | 鈴鹿市 | <u>県は、人権侵害行為による被害の救済を図るため、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</u> とあるが、提供する「情報」の定義は何か？ | 「情報」としては、人権侵害行為の被害者の救済に関する制度（三重県犯罪被害者等見舞金制度など）、機関（法テラスなど）、団体（DV被害者のための民間シェルター運営団体など）などが想定されます。 |

| No. | 該当箇所 | 提出団体・機関 | 意見 | 対応（案） |
|-----|-----------|---------|---|--|
| 17 | 第 21 実態調査 | 伊賀市 | <p>実態調査によって、新たに不当な差別などが生じないように取扱う必要があるが、一方で被差別当事者（部落問題に限らない）の生活実態（経済的な貧困が元で教育や文化的な貧困が複合している場合が多くみられ、その事がさらに差別を生じさせている）を把握する事が、施策を中身のあるものにと考えられるため、一定の生活状況（経済・教育・文化・就労・結婚や交際・識字など）は必要であると思われる。</p> | <p>御指摘を踏まえ、逐条解説において、実態調査の具体的手法として、不当な差別等の当事者の生活実態等の調査が想定される旨を記載することとします。</p> |